

[定期積金 (住宅ローン After 積立)]

項 目	内 容
1.商品名	定期積金「住宅ローン After 積立」
2.販売対象	①当行の住宅ローンを完済されてから3ヵ月後の応当月の末日までにお申込みの方 ②普通預金口座(総合口座含む)をお持ちの方(インターネット支店は除きます)
3.契約期間	6ヵ月以上5年以下(1ヵ月単位) ※自動継続、期間延長のお取扱いはできません。
4.払込方法 (1)払込方法 (2)給付契約額 (3)払込金額 (4)払込単位	契約期間内で次の方式により掛金を、毎月自動引落しにより分割して払込みいただきます。(掛金を店頭を持参されて払込むことはできません。) 定額方式：初回から最終回まで一定金額を払込んでいただきます。 毎回の掛金に基づき計算されます。 毎月の掛金 10,000 円以上、1,000 円単位 1 円単位
5.払戻(支払)方法	満期日以後に給付契約額を一括してお支払いします。(窓口でのお手続きが必要です)
6.給付補てん金 (1)適用利回り (2)支払頻度 (3)計算方法 (4)課税方法 (5)金利情報の入手方法	契約時の契約期間別利回り(3年未満、3年以上)を満期日まで適用します(固定金利・確定利回り)。 満期日以後に一括してお支払いします。 掛金残高 1,000 円以上について付利単位を 100 円とし、契約期間における掛金残高積数に対し1年を 365 日とした計算により算出します。 給付補てん金の 20.315% (国税 15.315%、地方税 5%) が分離課税されます。 金利については窓口でお問い合わせください。
7.手数料	不要です。
8.重要事項について	①定期積金は預金保険の対象となります。(他の対象預金とあわせて、1人あたり元本 1,000 万円までとその利息等が保護されます。) ②定期積金は原則として満期日前に解約することはできません。ただし、やむをえず満期日前に解約する場合は、解約日における普通預金利率により計算した利息とともにお支払いします。
9.その他参考となる事項	①毎月の払込みが遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間繰り延べます。 ②満期日以後の利息は、解約日における普通預金利率により計算します。 ③定期積金および定期積金証書は、譲渡または質入れすることはできません。
10.当行が契約している指定紛争解決機関	一般社団法人全国銀行協会 ①連絡先 全国銀行協会相談室 ②電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772